

変更届出要領（必要書類一覧）

届出が必要な 変更事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 2 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地 3 損害賠償保険関係（締結期間の更新、保険会社の変更、内容変更等） 4 安全運転管理者・副安全運転管理者の氏名及び住所 5 法人にあっては、その役員の名及び住所 6 随伴用自動車に関する事項（車両の入替、増車、減車等）
変更届出の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第8条 ・ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令第3条 ・ 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第8条
提出期限	<p><u>変更があった日から10日以内</u> （戸籍謄本、登記簿謄本を添付すべき場合は、20日以内）</p>
受付窓口	主たる営業所の所在地を管轄する警察署交通課の窓口
受付時間	月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く。） 午前8時30分から午後5時15分まで
変更手続き	変更届出書に必要な書類を添えて提出する。
添付資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 【個人】住民票の写し（本籍、国籍が記載してあるもの） 【法人】法人の登記事項証明書 2 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地 【個人】営業所の新名称、新所在地を証する書面の写し 【法人】法人の登記事項証明書 3 損害賠償責任保険（共済）関係（保険期間の更新、保険会社の変更等） 損害賠償責任保険（共済）契約の締結を証する書面の写し （保険会社（加入共済組合）発行の書面） ※ 契約者、保険期間、補償限度額、保険会社名が記載されていること。 4 安全運転管理者・副安全運転管理者の氏名及び住所 氏名、住所が変更したことを証する書面の写し ※ 安全運転管理者等の変更は、安全運転管理者の選任の場合に準じる。 5 法人の役員の名及び住所 (1) 役員が新たに就任した場合 ・ 法人の登記事項証明書 ・ 役員の住民票の写し（本籍、国籍が記載してあるもの） ・ 役員が法第3条第5号に該当しない者であることを誓約する書面及び精神機能の障害に関する医師の診断書 (2) 役員が再任され、又は退任した場合 ・ 法人の登記事項証明書 (3) 役員の名に変更があった場合 ・ 法人の登記事項証明書 ・ 役員の住民票の写し（本籍、国籍が記載してあるもの） 6 随伴自動車に関する事項 ・ 前記3の損害賠償責任保険（共済）契約の締結を証する書面の写し ※ 任意保険契約の確認（業務使用、保障金額等）を行うため、同保険の写しの提出もお願いします。

（注）届出が必要な変更事項のうち、1及び2については、安全運転管理者の変更届を併せて行うこと。